

E i w a N e w s

マイナンバー制度に関するFAQ

平成 27 年 9 月
(No. 122)

本誌 No.117 においてご紹介いたしました、マイナンバー（個人番号）が、平成 27 年 10 月より各個人に通知されます。

番号法整備法や税法の政省令の改正により、税務署等に提出する申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することが義務付けられました。

そのため、従業員や講演料等の支払先等から個人番号を収集し、管理する必要があります。新しく始まる制度であるため、疑問点・不明点をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

そこで今回は、[国税庁 HP](#)よりマイナンバー制度に関するFAQをいくつかご紹介いたします。

Q1.

従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか。

A1.

法定調書作成などに際し、個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に個人番号を記載しないで書類を提出せず、個人番号の記載は、法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておく必要があります。経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録が必要です。

なお、法定調書などの記載対象となっている方全てが個人番号を有しているとは限らないため、そのような場合は個人番号を記載することはできないので、個人番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。

Q2.

申告書等を税務署等に提出する際、個人番号・法人番号の記載がない場合や誤りがある場合に罰則の適用はあるのですか。

A2.

申告書や法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する際に、個人番号・法人番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられていません。

しかし、個人番号・法人番号の記載は、法律で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出するようにしてください。

Q3.

従業員や親族から個人番号の提供を受ける場合も本人確認が必要ですか。

A3.

国税分野の手続きにおいては、事業主が従業員から個人番号の提供を受ける場合に、当該従業員を対面で確認することにより本人であることが明らかな場合には、身元確認書類の提示を不要としています。

また、申告書を提出する者が扶養控除対象配偶者や扶養控除親族から個人番号の提供を受ける場合や、法定調書提出義務者が継続的に取引を行っている方から個人番号の提供を受ける場合にも、対面で確認をすることにより、本人であることが明らかな場合には身元確認書類の提示を不要としています。

ただし、この場合には、従業員の入社時や取引開始時などに番号法などで定めるものと同程度の身元確認を行なっている必要があります。

Q4.

平成 28 年分の扶養控除等申告書に個人番号を記載できるのはいつからですか。

A4.

給与所得者が、平成 28 年分の扶養控除等申告書を平成 27 年中に源泉徴収義務者に提出する場合、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載する必要はありません。

しかし、源泉徴収義務者は、平成 28 年分の給与所得の源泉徴収票に給与所得者本人等の個人番号を記載するために、平成 28 年 1 月より前であっても、給与所得者に対し、その申告書に給与所得者本人等の個人番号を記載するよう求めても差し支えありません。

Q5.

継続的な取引に関する法定調書について、金銭の支払を受ける者から個人番号の提供を受ける場合には、毎回、本人確認を行わなければならないのですか。

A5.

個人番号の提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。

ただし、2 回目以降の番号確認については、個人番号カードや通知カード等の提供を受けることが困難な場合には、初回の本人確認の際に提供を受けた個人番号の記録と照合することにより確認することも認められています。

平成 27 年 10 月より通知されるマイナンバー（個人番号）は、平成 28 年 1 月からその運用が開始されます。

また、マイナンバー（個人番号）と基礎年金番号との連結を平成 28 年 1 月より始める予定としましたが、当面延期されることとなりました。延期期間は、半年から 1 年として検討されています。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。